

松阪市文化財センター条例

改正後				改正前																																	
(使用料の減免) <b>第14条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額  <b>別表第2</b> （第10条関係）				(使用料の減免) <b>第14条</b> 市長は、特に必要と認めるときは、ギャラリー及び附属設備の使用料を減免することができる。  <b>別表第2</b> （第10条関係）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>9時から17時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>3,120円</td> <td>4,170円</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料			9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	ギャラリー	3,120円	4,170円	6,250円	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>9時から17時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>1,600円</td> <td>2,140円</td> <td>3,210円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料			9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	ギャラリー	1,600円	2,140円	3,210円	(略)			
区分	使用料																																				
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで																																		
ギャラリー	3,120円	4,170円	6,250円																																		
(略)																																					
区分	使用料																																				
	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで																																		
ギャラリー	1,600円	2,140円	3,210円																																		
(略)																																					
				備考 冷暖房使用料は、ギャラリー使用料の10分の3の額とする。																																	